

この木簡は気多郡内の条里復原に、大きな意味を持つものと考えられる。

(7)・(8)・(10)・(11)は墨が剥落し、墨痕が浮き上っている。(11)は記載内容・性格など注目されるものである。

釈読は奈良国立文化財研究所寺崎保広氏の御教示による。

6 関係文献

木簡学会『木簡研究』第八号 (一九八六年)

(吉識雅仁・甲斐昭光)

兵庫・初田館跡

- 1 所在地 兵庫県多紀郡丹南町初田
- 2 調査期間 一九八六年(昭61)九月～一九八七年二月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 岡崎正雄・山田清朝・山上雅弘
- 5 遺跡の種類 集落跡・館跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代後期、平安時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(篠山)

初田館跡は、JR線篠山口駅より南東約1kmの武庫川と篠山川との分水界のある田松川と新田松川に挟まれた、標高約一九六mの自然堤防上に位置する。周辺には大沢城・高仙寺城等の中世山城が多く点在する。日本道路公団が近畿自動車道舞鶴線を建設するのに伴い、発掘調査が行われた。初田は中世の犬甘保、後の酒井庄の内にあり、初田館跡については、寛政六年

(一七九四)の『丹波志』をはじめとした書で、「初田古館」「酒井勘四郎の館」として周知されており、現状で堀跡や土塁の一部が認められ、その規模等は『丹波志』の記載と合致している。酒井氏については、丹波の土豪、波多野氏の現われる以前から文献に登場する。『歴代秘録』裏文書の中に嘉禎四年(一二三八)酒井政親が犬甘保・主殿保の地頭職を得る前に、既に酒井氏は田松川流域の犬甘・主殿・油井の三カ保を領有していたことを示す記述がある。そして天正一〇年(一五八二)最後の館主酒井勘四郎が近江の勢多で戦死したと、『貞享記』(一六八六)にみえる。

館の規模は、『丹波志』の記載によると、「方三十三間」で、「隍長四十五間、横二間半」、「門跡方二間半、南方在」、「外堀長五十間、横三間」とある。発掘調査では、「隍」の幅は四・五m、一辺約八五mで、南の堀には一・八m幅で橋脚の杭が打ちこまれており、門跡(出入口)があったことが判明した。

館跡から出土した木簡は全部で五点ある。(1)~(4)は、鎌倉時代の石組井戸(径〇・七m、深さ一・七m)の埋土から出土した。(5)は南の堀から出土し、一六世紀前半の丹波焼・備前焼・瀬戸美濃焼・土師器・染付・白磁・五徳や鍬の鉄製品、羽子板や下駄の木製品が伴出している。出土遺物の検討からも、木簡にみられる年紀の天文年間までで、館は機能を失っていることがわかり、最後の館主とされる酒井勘四郎の頃には廃絶していた。

また、遺跡内の旧河道の水際で、一〇世紀から一二世紀にかけての須恵器杯・碗を転用した硯が数多くみつかるとともに、「僧義」と墨書のある土器や折敷・人形・斎串等の木製品や鉄鍬や刀子、大刀の飾り金具等の金属製品が出土している。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「〔符籙〕鬼急々如律〔令カ〕」
×八十一井 200×19×2
 - (2) ・「」
・「九々八十一井」 202×23×2
 - (3) ・「吠罌(符籙)鬼急々如律令」
・「九々八十一井」 201×21×2
 - (4) ・「天^{〔咄カ〕〔正カ〕}大王(符籙)王鬼^{〔急々〕}如律令」
・「九」 203×21×2
 - (5) (大般) 天文十五年
×若経武運長久祈
^{〔月吉日〕}「」 (268)×78×4 019
- (1)~(4)は幅二cm、長二〇cmほど、厚さ二mmの四本の札を使い、表に異なった符籙を記し、「急々如律令」の呪句を書く「天罡符」で

ある。裏は、「九ミ八十一井」の呪句を字体や位置を変えて書いてある。四本を紐で縛ったと思われる痕跡がみられることから、四枚一組で使用された可能性がある。

(5)は「大般若経」の転読札である。武運長久の祈願札の出土は珍しい。天文一五年(一五四六)という年は、管領細川晴元が丹波国に走り、翌一六年丹波国より入京をはかる動乱の年で、細川氏と丹波の土豪波多野氏との勢力争いの中、初田館もまたその渦中にあつた。

なお、木簡写真は森昭氏の撮影による。

(岡崎正雄)



(5)

兵庫・福田片岡遺跡

- 1 所在地 兵庫県竜野市誉田町福田
- 2 調査期間 一九八四年(昭59)四月～十一月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 岡崎正雄・別府洋二・平田博幸
- 5 遺跡の種類 集落跡・館跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代、古墳時代、平安時代後期～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

福田片岡遺跡は、竜野市街地より南東へ約3kmの揖保郡太子町との境界近く、揖保川支流、林田川左岸の自然堤防上を中心に広がる。



(竜野)

建設省太子・竜野バイパス建設事業に伴い、一九八一年より本格的に発掘調査が行われた。当該地は、播磨国法隆寺領鶴荘域内にあり、嘉暦四年(一三三九)の絵図を用いて復原すると、西方条の九条「石丸屋敷」「下村田」、十条「流田」